

香川県立保健医療大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 入学等（第6条～第9条）
- 第3章 教育課程、履修方法等（第10条～第12条）
- 第4章 修了及び学位（第13条・第14条）
- 第5章 職員組織及び研究科委員会等（第15条～第19条）
- 第6章 雑則（第20条・第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 香川県立保健医療大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、人々の健康と自立の支援を基本理念として、保健医療の分野においてより高度で専門的な学術理論及び実践能力を修得するとともに、包括的な判断能力と指導力を有する高度専門職業人を育成することにより、保健・医療・福祉が連携した質の高い総合的サービスを提供し、高度な専門知識を持ち、新規かつ独創的な研究成果を発信する研究能力を持つ教育者・研究者を育成することにより、地域の保健医療の質向上、人々の健康増進、ひいては、健康長寿社会の推進や次世代育成支援に寄与することを目的とする。

（研究科、課程及び専攻）

第2条 本学大学院に、保健医療学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 研究科は、保健医療に関する高度かつ先進的な知識と技術を学ぶとともに、それぞれの分野や領域において高い専門性を追究し、保健・医療・福祉が連携した総合的サービスを提供することができる高度専門職業人、高度先進医療やチーム医療の場でリーダーシップを発揮することができる高度専門職業人及び高度な専門知識を持ち、新規かつ独創的な研究成果を発信する研究能力を持つ教育者・研究者を育成することを目的とする。
- 3 本学大学院に博士課程を置き、博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 4 博士前期課程は、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識並びに専攻分野における研究能力、高度の専門性を要する職業に必要な能力等を養うことを目的とする。
- 5 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 6 研究科に看護学専攻と臨床検査学専攻を置く。

（入学定員等）

第3条 本学大学院の入学定員等は、次のとおりとする。

専攻	課程	入学定員	総定員
看護学専攻	博士前期課程	25人	50人
	博士後期課程	2人	6人
臨床検査学専攻	博士前期課程	3人	6人
	博士後期課程	2人	6人

(標準修業年限等)

第4条 博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

ただし、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学期間)

第5条 本学大学院の在学期間は、当該課程の標準修業年限の2倍を超えることができない。

第2章 入学等

(入学時期)

第6条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第7条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- (11) 学校教育法 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(再入学)

第 8 条 学長は、本学大学院を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、欠員等の状況により、選考の上、相当の年次への再入学を許可することができる。

(転入学)

第 9 条 学長は、他の大学院に在学している者で、本学大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員等の状況により、選考の上、相当の年次への転入学を許可することができる。

第 3 章 教育課程、履修方法等

(授業科目及び単位数)

第 10 条 本学大学院の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第 11 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数とあわせて10単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(教育方法の特例)

第12条の2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第4章 修了及び学位

(修了の要件)

第13条 学長は、博士前期課程に2年(第4条ただし書の規定により、学生が当該年数を超えて一定の期間にわたり計画的に履修することを申し出て、学長が認めた時には、その認められた年数)以上在学し、所定の授業科目について必要単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した学生に対し、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとすることができる。

2 学長は、博士後期課程に3年(第4条ただし書の規定により、学生が当該年数を超えて一定の期間にわたり計画的に履修することを申し出て、学長が認めた時には、その認められた年数)以上在学し、所定の授業科目について必要単位数以上修得し、かつ、必要な指導研究を計画的に受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた学生については、2年以上在学すれば足りるものとするすることができる。

(学位)

第14条 学長は、本学大学院を修了した者に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる学位を授与する。

- (1) 看護学専攻 博士前期課程 修士(看護学)
- (2) 看護学専攻 博士後期課程 博士(看護学)
- (3) 臨床検査学専攻 博士前期課程 修士(臨床検査学)
- (4) 臨床検査学専攻 博士後期課程 博士(臨床検査学)

2 前項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

第5章 職員組織及び研究科委員会等

(職員)

第15条 本学大学院の職員は、香川県立保健医療大学の職員をもって充てる。

(研究科長)

第16条 研究科に研究科長を置く。

(専攻長)

第17条 研究科専攻に専攻長を置く。

(研究科委員会)

第18条 研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、研究科の授業を担当する准教授、講師及びその他職員を組織に加えることができる。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学（再入学及び転入学を含む。）及び修了に関する事項
 - (2) 教育課程、履修、試験及び単位の認定に関する事項
 - (3) 学位に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本学大学院の教育研究に関する重要なもので学長が定める事項
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。
 - (1) 学則その他本学大学院の教育研究に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項
 - (3) 学生の厚生補導に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本学大学院の教育研究に関する重要な事項
- 5 研究科委員会は、審議するに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 前4項に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

(特任教授)

第19条 研究科専攻に特任教授を置くことができる。

- 2 特任教授に関し必要な事項は、学長が定める。

第6章 雑則

(大学学則の準用)

第20条 香川県立保健医療大学学則（以下「大学学則」という。）第2章、第9条から第11条まで、第13条から第18条まで、第20条から第23条まで、第6章、第10章、第11章、第14章（第50条第2項を除く。）及び第15章の規定は、本学大学院に準用する。この場合において、これらの規定中「本学」とあるのは「本学大学院」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる大学学則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条第3項 第18条第2号	学部にあつては4年、専攻科にあつては1年	博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年

第15条	大学又は短期大学（以下「大学等」という。）	大学の大学院
第16条第1項 第41条第1項	大学等	大学の大学院
第18条第1号	学部にあつては8年、専攻科にあつては2年	博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年
第20条第2項	卒業研究	特別研究

（委任）

第21条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の管理に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の保健医療学研究科保健医療学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日において当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項に該当する者の第10条に係る別表については、看護学分野に在籍する者は別表1を、臨床検査学分野に在籍する者は別表2を、それぞれ適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に修士課程に在学する者が引き続き当該課程に在学する場合における当該者についての課程、修了要件等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第10条関係)

看護学専攻 博士前期課程

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門共通科目	先端医学論		2	
	チーム医療特論		2	
	保健統計学特論		2	
	生命・医療倫理論		2	
	英論文作成概論		2	
	看護理論	2		
	看護と哲学		2	
	質的研究方法論	2		
	量的研究方法論	2		
	地域包括ケア特論		2	
	看護政策特論		2	
	看護教育学特論		2	
	小計	6	18	
	専門領域科目	基盤看護学	基盤看護学特論	
基盤看護学演習				2
小計				4
地域看護学		公衆衛生看護学特論		2
		公衆衛生看護学演習		2
		在宅看護学特論		2
		在宅看護学演習		2
小計		0	8	
精神保健看護学		精神保健看護学特論		2
		精神保健看護学演習		2
		小計	0	4
療養支援看護学		臨床実践看護学特論		2
		臨床実践看護学演習		2
		老年看護学特論		2
		老年看護学演習		2
小計		0	8	
次世代育成看護学		ウイメンズヘルス看護学特論		2
		ウイメンズヘルス看護学演習		2
		小児看護学特論		2
		小児看護学演習		2
小計	0	8		
専門科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論		2
		公衆衛生看護技術論 I		2
		公衆衛生看護技術論 II		2
		公衆衛生看護活動展開論 I		2
		公衆衛生看護活動展開論 II		2
		公衆衛生看護活動展開論 III		3
		公衆衛生看護管理論 I		3
		公衆衛生看護管理論 II		2
		保健医療福祉行政論		2
		保健医療福祉行政論演習		2
		疫学		2
		保健統計学		2
		公衆衛生看護学実習 I		2
		公衆衛生看護学実習 II		3
		小計	0	31

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門科目	助産学	助産学概論		1
		助産実践概論		1
		周産期学・女性学特論		2
		新生児学・乳幼児学特論		2
		助産実践特論 I		2
		助産実践特論 II		2
		助産実践特論 III		2
		助産実践特論 IV		2
		助産実践演習 I		1
		助産実践演習 II		1
		地域母子保健活動論		2
		助産管理		2
		助産学実習 I		2
		助産学実習 II		5
	助産学実習 III		3	
	助産学実習 IV		1	
	小計	0	31	
	共通科目	地域包括ケア実習 I		4
		地域包括ケア実習 II		2
	小計	0	6	
特別研究科目	看護学特別研究		10	
	課題研究 I		4	
	課題研究 II		6	
	小計	0	20	
合計		6	138	

別表 1 (第10条関係)

看護学専攻 博士後期課程

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門 共通 科目	看護理論学	2		
	看護学発展論	2		
	看護研究方法特論	2		
	小計	6	0	
専門 科目	実践 開発 看護学	基盤看護科学特論		2
		地域在宅看護科学特論		2
		精神保健看護科学特論		2
		療養支援看護科学特論		2
		次世代育成看護科学特論		2
		小計	0	10
演習 科目	実践開発看護学	実践開発看護学特別演習	2	
		小計	2	0
特別研究 科目	看護学特別研究	6		
	小計	6	0	
合計		14	10	

別表 2 (第10条関係)

臨床検査学専攻 博士前期課程

授業科目		単位数			
		必修	選択		
専門共通科目	先端医学論	2			
	保健医療福祉論	2			
	チーム医療特論	2			
	生命・医療倫理論		2		
	検査総合管理学		2		
	医療情報管理学		2		
	食理学		1		
	検査研究方法論		1		
	小計	6	8		
専門領域科目	病態機能検査学	生体機能検査学特論		2	
		生体機能検査学演習		2	
		病態解析検査学特論		2	
		病態解析検査学演習		2	
		病理病態検査学特論		2	
		病理病態検査学演習		2	
		血液病態検査学特論		2	
		血液病態検査学演習		2	
		神経生理機能検査学特論		2	
		神経生理機能検査学演習		2	
			小計	0	20
		病因解析検査学	病原因子検査学特論		2
	病原因子検査学演習			2	
	生体防御検査学特論			2	
	生体防御検査学演習			2	
	生体化学検査学特論			2	
	生体化学検査学演習			2	
	遺伝子検査学特論			2	
遺伝子検査学演習			2		
	小計	0	16		
特別研究科目	臨床検査学特別研究	10			
	小計	10	0		
合計		16	44		

臨床検査学専攻 博士後期課程

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門科目共通	臨床検査学研究方法論	2		
	小計	2	0	
専門科目	病態機能検査学	病理病態検査技術論		2
		神経生理機能検査技術論		2
		小計	0	4
	病因解析検査学	病原因子解析検査技術論		2
遺伝子検査技術論			2	
	小計	0	4	
特別研究科目	臨床検査学特別研究 I	2		
	臨床検査学特別研究 II	2		
	臨床検査学特別研究 III	2		
	小計	6	0	
合計		8	8	